

第4章 温室効果ガス排出削減目標

第1節 目標達成計画による温室効果ガス排出削減見通し

第3章において示したとおり、本県の2010年における温室効果ガス総排出量は、今後、特段の対策をとらない場合（図4-1において「2010年（BaU）」）には83,854千t-CO₂と見込まれ、基準年比で12.9%増加する見通しとなっていますが、国が2005（平成17）年4月に策定した「京都議定書目標達成計画」（以下、「目標達成計画」という。）に掲げられた地球温暖化防止に係る各種対策・施策を県民、事業者等のあらゆる主体が総力をあげて確実に実施した場合（図4-1において「2010年（対策込）」）、特段の対策をとらない場合から二酸化炭素排出量については7,014千t-CO₂の削減が見込まれ、メタン及び一酸化二窒素については103千t-CO₂の排出削減が、さらに、代替フロン等3ガスについては401千t-CO₂の排出削減がそれぞれ見込まれ、合わせて7,519千t-CO₂の温室効果ガスの排出削減量¹が見込まれます（表4-1参照）。

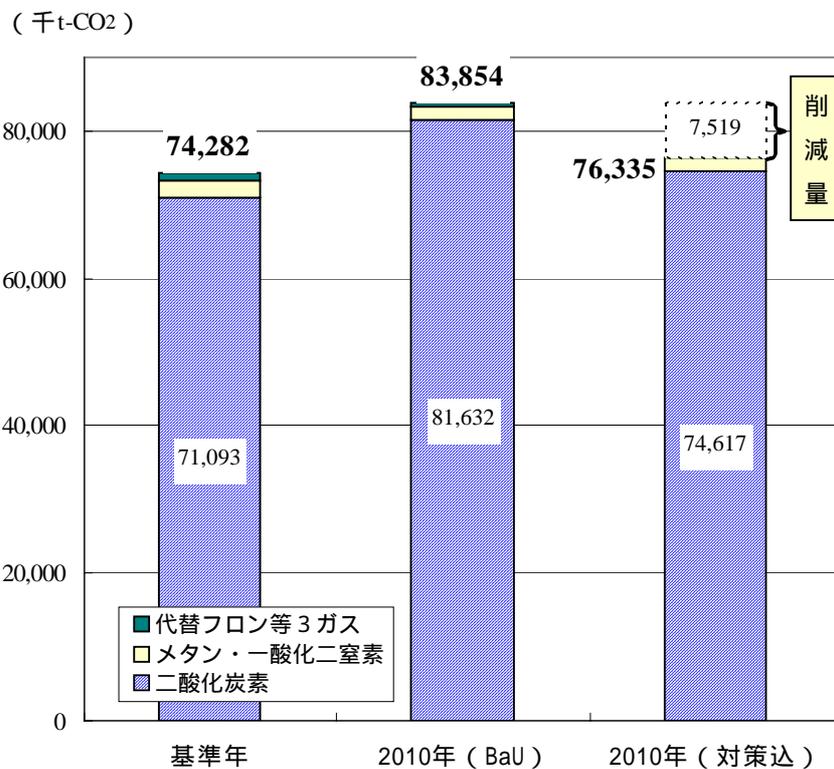


図4-1 温室効果ガス総排出量及び目標達成計画による削減量の見通し

目標達成計画の対策・施策を確実に実施した場合における温室効果ガスの排出量の見通しを基準年比で見ると、温室効果ガス総排出量では2.8%の増加となっています。温室効果ガス別の見通しは、2002年において総排出量の97.2%を占める二酸化炭素については5.0%の増加、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン及び一酸化二窒素が22.4%の減少、代替フロン等3ガスが92.7%）については46.1%の大幅な減少と見込まれます。

¹ 目標達成計画に盛り込まれた省エネルギーに係る対策・施策を対象として算定。

表4-1 温室効果ガス総排出量及び目標達成計画による削減量の見通し

排出部門 (千t-CO ₂)		基準年	2010年 (BaU)	目標達成 計画による 削減量	2010年 (-)	増減率 (/)
二酸化炭素	エネルギー転換部門	1,454	1,521	0	1,521	4.6%
	産業部門	50,742	53,058	1,558	51,501	1.5%
	農林業	932	884	0	884	-5.1%
	水産業	506	425	0	425	-16.0%
	鉱業	60	60	0	60	-1.0%
	建設業	831	499	63	436	-47.5%
	製造業	48,413	51,191	1,495	49,696	2.7%
	化学工業	13,987	17,386	356	17,029	21.8%
	石油・石炭製品	6,026	7,542	36	7,506	24.6%
	鉄鋼業	22,033	20,426	375	20,050	-9.0%
	その他	6,367	5,837	727	5,110	-19.7%
	民生部門	8,755	13,720	2,518	11,203	27.9%
	家庭系	4,997	7,268	931	6,337	26.8%
	業務系	3,759	6,453	1,587	4,866	29.5%
	運輸部門	9,315	11,761	1,228	10,532	13.1%
	自動車	7,926	10,424	1,156	9,268	16.9%
	貨物	3,477	3,319	676	2,643	-24.0%
	旅客	4,449	7,105	480	6,625	48.9%
	鉄道	540	564	39	525	-2.8%
	船舶	318	295	25	270	-15.3%
	航空	531	478	8	470	-11.5%
廃棄物部門他	826	1,551	256	1,295	56.7%	
廃棄物	642	1,290	223	1,067	66.2%	
一般廃棄物	337	737	0	737	119.0%	
産業廃棄物	305	552	223	329	7.9%	
上下水道	185	261	33	228	23.7%	
工業プロセス	0	21	0	21	-	
電気の排出係数の低減	-	-	1,455	1,455	-	
民生部門家庭系	-	-	688	688	-	
民生部門業務系	-	-	767	767	-	
合計	71,093	81,632	7,014	74,617	5.0%	
二酸化炭素以外	メタン	886	547	103	1,639	-22.4%
	一酸化二窒素	1,226	1,195			
	HFC	185	239			
	PF ₆	145	168	401	79	-92.7%
	六ふっ化硫黄	747	73			
合計	3,189	2,223	504	1,718	-46.1%	
温室効果ガス合計	74,282	83,854	7,519	76,335	2.8%	

注1：基準年は二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素が1990年、代替フロン等3ガスは1995年

注2：目標達成計画の「混合セメント」による削減量は便宜的に建設業に計上

注3：メタン及び一酸化二窒素による削減量及び排出量は合算して計上

注4：代替フロン等3ガスによる削減量及び排出量は合算して計上

注5：端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合がある

一方、温室効果ガスの排出削減対策・施策は、事業者、家庭やオフィスなどの対策・施策の実施主体別に具体的な行動を促す必要があります。

表4-2は、表4-1に示した排出部門別の温室効果ガスのうち、その大部分を占める二酸化炭素に着目して、その排出量の見込み、施策・対策の実施による削減量等を主体別にまとめ直し、電力の使用に伴う二酸化炭素排出係数低減による削減効果を盛り込んだものです。例えば、家庭から排出される二酸化炭素排出量(民生部門家庭系、自家用自動車及び一般廃棄物)については、特段の対策が講じられない場合、2010年において54.2%と大幅な増加が見込まれており、目標達成計画の対策・施策等を確実に実施した場合でも、13,239千t-CO₂の二酸化炭素が排出され、基準年排出量の9,967千t-CO₂に比べ32.8%の増加であり、県民の地球温暖化防止に向けた不断の努力が必要となることが明確になっています。

表4-2 主体別の二酸化炭素排出量及び目標達成計画による削減量の見通し

主体	排出部門 (千t-CO ₂)		基準年	2002年	2010年 (BaU)	増減率 (/)	目標達成 計画による 削減量	2010年 (-)	増減率 (/)
家庭			9,967	14,490	15,371	54.2%	2,132	13,239	32.8%
	民生部門	家庭系	4,997	6,939	7,268	45.4%	1,619	5,648	13.0%
	運輸部門	自動車(旅客)	4,449	6,592	7,105	59.7%	480	6,625	48.9%
	廃棄物部門他		521	958	999	91.6%	33	966	85.3%
		一般廃棄物	337	713	737	119.0%	0	737	119.0%
		上下水道	185	245	261	41.5%	33	228	23.7%
事務所等			3,759	6,030	6,453	71.7%	2,354	4,099	9.1%
	民生部門	業務系	3,759	6,030	6,453	71.7%	2,354	4,099	9.1%
運輸			3,477	3,373	3,319	-4.5%	676	2,643	-24.0%
	運輸部門	自動車(貨物)	3,477	3,373	3,319	-4.5%	676	2,643	-24.0%
製造業			48,413	49,734	51,191	5.7%	1,495	49,696	2.7%
	産業部門	製造業	48,413	49,734	51,191	5.7%	1,495	49,696	2.7%
その他			5,478	5,498	5,298	-3.3%	358	4,940	-9.8%
	エネルギー転換部門		1,454	1,552	1,521	4.6%	0	1,521	4.6%
	産業部門		2,329	2,031	1,867	-19.8%	63	1,805	-22.5%
		農林業	932	999	884	-5.1%	0	884	-5.1%
		水産業	506	430	425	-16.0%	0	425	-16.0%
		鉱業	60	58	60	-1.0%	0	60	-1.0%
		建設業	831	545	499	-40.0%	63	436	-47.5%
	運輸部門		1,389	1,444	1,336	-3.8%	72	1,264	-9.0%
		鉄道	540	559	564	4.4%	39	525	-2.8%
		船舶	318	320	295	-7.4%	25	270	-15.3%
		航空	531	565	478	-10.0%	8	470	-11.5%
	廃棄物部門他	産業廃棄物	305	450	552	81.1%	223	329	7.9%
	工業プロセス		0	21	21	-	0	21	-
二酸化炭素排出量			71,093	79,123	81,632	14.8%	7,014	74,617	5.0%

注1：目標達成計画の「混合セメント」による削減量は便宜的に建設業に計上

注2：電力の使用に伴う二酸化炭素排出係数低減による削減量を盛り込み済(電力の使用に伴う二酸化炭素排出係数2002年：0.405kg-CO₂/kWh、2010年：0.340kg-CO₂/kWh(電気事業連合会の環境自主行動計画の目標))

注3：民生部門家庭系の削減量1,619千t-CO₂は、表4-1の民生部門家庭系の削減量931千t-CO₂に電気の排出係数の低減688千t-CO₂を加えたもの

注4：民生部門業務系の削減量2,354千t-CO₂は、表4-1の民生部門家庭系の削減量1,587千t-CO₂に電気の排出係数の低減767千t-CO₂を加えたもの

注5：端数処理(四捨五入)の関係で合計が一致しない場合がある

第 2 節 削減目標設定の考え方

1 . 排出削減に向けた取組

地球温暖化は 21 世紀における人類や動植物すべてに共通の課題であり、温室効果ガスをこのまま排出し続けることは将来世代に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、現在、私たちが享受している環境をよりよいものにして次の世代の子供たちに引き継いでいくことが私たちの世代に課せられた責務です。我が国は、京都議定書において 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の第 1 約束期間に、温室効果ガス総排出量を基準年（1990（平成 2）年）比で 6%削減することを約束したところですが、地球温暖化問題の抜本的な解決のためには、さらなる長期的・継続的な排出削減に向けた取組が不可欠であることから、本県においても、持続可能な社会の構築に向け、社会経済活動のあり方や生活様式の転換を図るため、千葉県資源循環型社会づくり計画など関連計画との連携を図りながら、本計画に盛り込まれた具体的取組を早期に実行に移すこととし、可能な限り温室効果ガスの排出の削減を進める必要があります。

2 . 削減目標設定の考え方

我が国の削減目標である温室効果ガス総排出量の 6%削減の達成に向けて、本県としても可能な限り努力・貢献していくことが必要です。しかし、目標達成計画の対策・施策を確実に実施した場合においても温室効果ガス総排出量は基準年比 2.8%の増加と見込まれています。

このため、本計画では増加傾向の続く本県の温室効果ガス排出量を早期に減少傾向に転換して継続的な排出削減を着実に進めていくために、国レベルの対策・施策に任せるだけでなく、本県においても県民・NPO・事業者・行政等のあらゆる主体がそれぞれ自覚を持って、具体的な行動を実践するための温室効果ガス排出削減目標を設定し、温室効果ガス排出削減対策に取り組むこととします。

(1) 対象ガスと目標設定の考え方

対象ガス

エネルギー起源の二酸化炭素が本県における温室効果ガス排出量の 97%以上を占め、かつ、今後も増加傾向にあることから、削減目標の対象ガスは二酸化炭素とします。

なお、二酸化炭素以外の 5 種類のガスについては、ほとんどが減少傾向にあることなどから削減目標とはしませんが、地球温暖化係数が大きいことから、今後の動向に注意する必要があります。

主体別の原単位による削減目標

総排出量に係る目標では各主体への取組促進を図りづらいなど現行計画の反省を踏まえ、次の項目に力点を置きながら、家庭、事務所等、運輸、製造業の 4 つの部門について、それぞれ主体別に原単位による削減目標を設定することにします。

- ア 総排出量に係る目標は、社会経済活動などにより変動要素が大きすぎるため、社会経済活動の変化に左右されにくい目標
- イ 県民や事業者など各取組主体にとってわかりやすい目標

- ウ 電気料金やガソリン代の節約など取組状況が実感しやすい目標
- エ 各種の統計資料などから計画の進捗状況を示しやすい目標

(2) 主体別原単位目標

二酸化炭素の排出量は、

「活動量」×「活動量単位当たりのエネルギー使用量」×「エネルギー使用量当たりの二酸化炭素排出量」に分解され、家庭でいえば、人口、一人当たりのエネルギー使用量、エネルギー使用量当たりの二酸化炭素排出量を掛け合わせたものになります。

前述のとおり 2002 年における二酸化炭素排出量は基準年比 11.3%の増加となっており、2010 年においては 14.8%の増加と予想されています。そこで、2002 年及び 2010 年の二酸化炭素排出量の伸びを勘案し、人口などの活動量は抑制が難しいため、各自の努力により二酸化炭素の排出削減が可能なものとして「エネルギー使用量又はエネルギー使用量当たりの二酸化炭素排出量の 10%程度削減」という削減目標値を基本に考えます。

表 4 - 3 は、主体別に基準年から 2002 年までの二酸化炭素排出量の推移を主な原単位について示したものであり、それを踏まえて次のような考えで各主体の削減目標値の設定を行うことにします。

家庭部門

家庭部門では、世帯当たりの二酸化炭素排出量が 1990 年の 2.75t-CO₂ から 2002 年の 3.07t-CO₂ へと 11.5%増加しています。このことから、家庭におけるいろいろなエネルギー使用量を基準年レベルに戻すことを第一に考え、これにわかりやすさ、実現可能性を考慮して家庭のエネルギー使用量を 10%程度削減することとします。

事務所等部門

事務所等の部門では、床面積 1 m²当たりの二酸化炭素排出量が 181kg-CO₂ から 178kg-CO₂ へとほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、事務所等部門全体の排出量はすでに大幅に増加しており、今後も増加することが予想されます。このことから、この部門全体からの二酸化炭素排出量を基準年レベルに戻すため、床面積当たりのエネルギー使用量を 5%程度削減することとします。

運輸部門（貨物自動車）

運輸部門（貨物自動車）では、貨物自動車の台数は 1990 年から 2000 年では減少し、これに伴い二酸化炭素総排出量も減少しています。逆に、走行距離の増加などによって貨物自動車 1 台当たりの二酸化炭素排出量は基準年に比べ 9.0%増加していることから、貨物自動車 1 台当たりの燃料使用量を削減していくことが必要であり、1 台当たりの燃料使用量を 5%程度削減することとします。

製造業

製造業では、経団連環境自主行動計画で、化学工業、石油精製業及び鉄鋼業はそれぞれ 2010

年にエネルギー使用量等の10%削減(1990年比)を掲げているため、本計画においてもこの確実な実行と更なる努力により削減を求めます。

化学工業、石油精製業及び鉄鋼業以外の製造業も上記に準じて、二酸化炭素排出原単位の削減を求めます。

表4-3 主体別の二酸化炭素排出量の推移

主体	原単位	基準年(1990年)	2002年	増減率
家庭	世帯当たりのCO ₂ 排出量	2.75t-CO ₂ /世帯	3.07t-CO ₂ /世帯	11.5%
事務所等	床面積当たりのCO ₂ 排出量	181kg-CO ₂ /m ²	178kg-CO ₂ /m ²	1.9%
運輸	貨物自動車当たりのCO ₂ 排出量	4.69t-CO ₂ /台	5.11t-CO ₂ /台	9.0%

3. 森林、都市緑化等による吸収量

森林は、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化対策における重要な機能を担っています。地球温暖化防止に向けて、この機能を十分に発揮させていくためには、森林・林業施策を積極的に講じていくことが必要となります。

本県では、平成15年10月に「森林吸収源対策推進プラン」を策定し、京都議定書において吸収源の算入対象として認められた育成林の健全な整備、保安林等の適切な管理・保全及び県産材利用拡大等の取組の推進を図ることとしており、本計画においても森林、都市緑化等による吸収量を見込むことにします。

第3節 削減目標の設定

第2節の「削減目標設定の考え方」に即し、二酸化炭素に関する原単位による削減目標を以下のように設定します。

削減目標

【家庭】

2010（平成22）年において、家庭1世帯当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、灯油）を2002（平成14）年から10%削減する

- 1世帯当たりのエネルギー使用量を 38,754MJ/世帯 34,879MJ/世帯
- 県全体で二酸化炭素排出量を 597千t-CO₂削減

2010（平成22）年において、自家用自動車1台当たりの燃料使用量を2002（平成14）年から10%削減する

- 自家用自動車1台当たりの燃料使用量を 1,010㍓/台 909㍓/台
- 県全体で二酸化炭素排出量を 612千t-CO₂削減

2010（平成22）年において、1人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を2002（平成14）年から概ね10%削減する

- 1人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を 1,062g/人・日 約100g/人・日削減
- 県全体で二酸化炭素排出量を 89千t-CO₂程度削減

【事務所等】

2010（平成22）年において、事務所等の床面積1㎡当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、燃料油等）を基準年から5%削減する

- 床面積当たりのエネルギー使用量を 1,885MJ/㎡ 1,791MJ/㎡
- 県全体で二酸化炭素排出量を 348千t-CO₂削減

【運 輸】

2010（平成22）年において、貨物自動車1台当たりの燃料使用量を2002（平成14）年から5%削減する

- 貨物自動車1台当たりの燃料使用量を 2,841 ㍓/台 2,699 ㍓/台
- 県全体で二酸化炭素排出量を 184 千 t-CO₂削減

【製 造 業】

2010（平成22）年において、化学工業における製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減する

2010（平成22）年において、石油精製業における製油所当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減する

2010（平成22）年において、鉄鋼業における粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を基準年から10%削減する

2010（平成22）年において、化学工業、石油精製業、鉄鋼業以外の製造業における製造品出荷額等当たりの二酸化炭素排出原単位を2002（平成14）年から10%削減する

- 製造品出荷額等当たり 4.26t-CO₂/百万円 3.84t-CO₂/百万円
- 県全体で二酸化炭素排出量を 583 千 t-CO₂削減

化学工業、石油精製業及び鉄鋼業の目標については環境自主行動計画に基づく業界団体の削減目標に準拠している

第4節 削減量の推計

1. 主要な主体別の二酸化炭素削減量の推計

目標達成計画及び本計画の削減目標に基づく対策・施策が確実に実施されることにより、各主体別の二酸化炭素排出量及び削減量は、以下のとおり見込まれます。

【家庭の削減量】

2010（平成22）年において、県内の家庭から排出される二酸化炭素排出量は基準年から19.8%の増加

【内 訳】

- 目標達成計画等の対策・施策により二酸化炭素排出量を **2,132 千 t-CO₂ 削減**
- 家庭におけるエネルギー使用量の削減対策により二酸化炭素排出量をさらに **597 千 t-CO₂ 削減**
- 自家用自動車の燃料使用量削減対策により二酸化炭素排出量をさらに **612 千 t-CO₂ 削減**
- 一般廃棄物の排出削減対策により二酸化炭素排出量をさらに **89 千 t-CO₂ 程度削減**

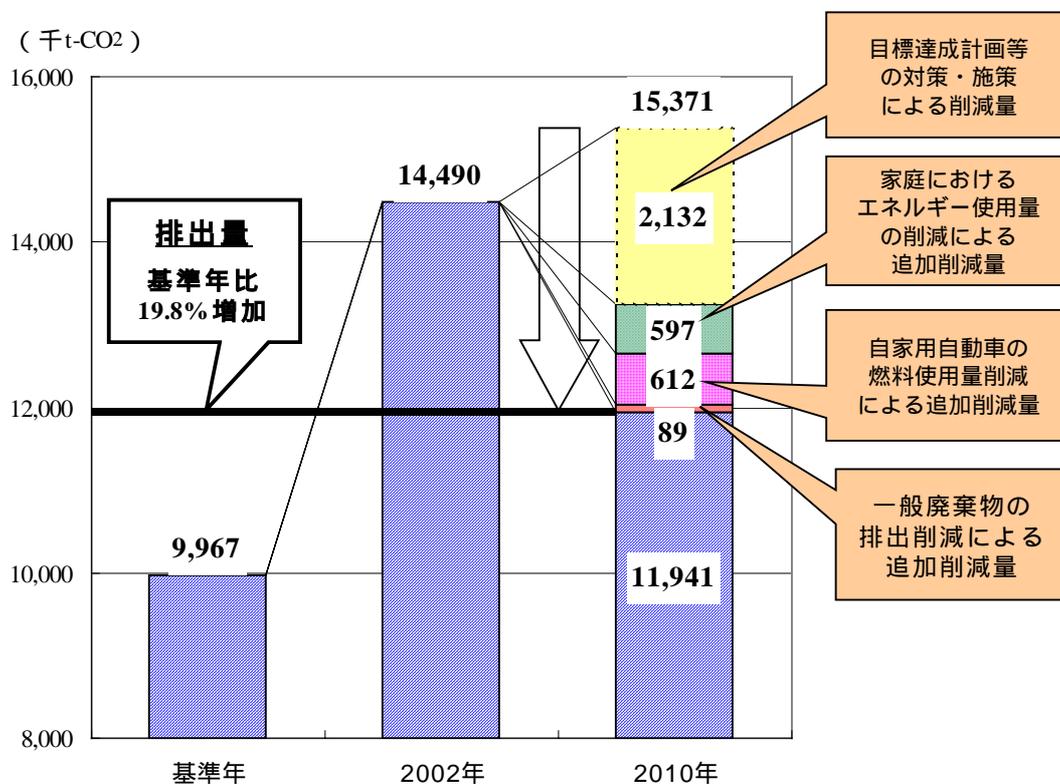


図4-2 家庭における二酸化炭素排出量、削減量

【事務所等施設の削減量】

2010（平成22）年において、県内のオフィス、店舗などの事務所等施設から排出される二酸化炭素排出量は基準年から0.2%の削減

【内 訳】

- 目標達成計画等の対策・施策により二酸化炭素排出量を **2,354 千 t-CO₂ 削減**
- 事務所等におけるエネルギー使用量の削減対策により二酸化炭素排出量をさらに **348 千 t-CO₂ 削減**

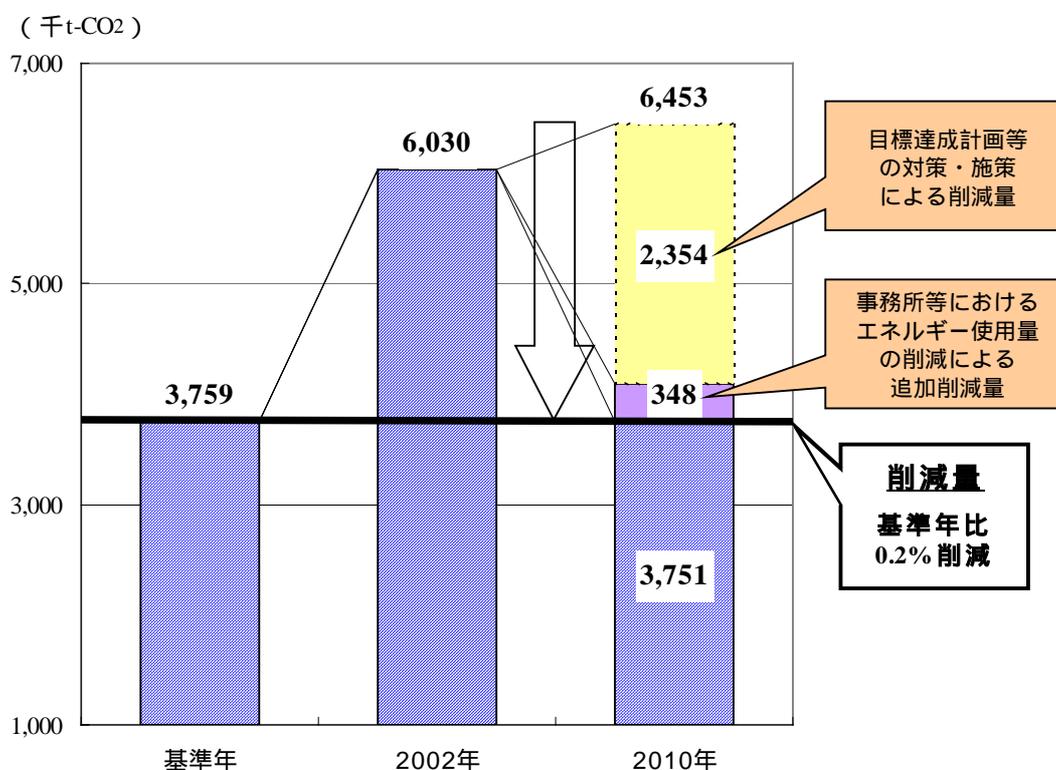


図4-3 事務所等施設における二酸化炭素排出量、削減量

【運輸貨物の削減量】

2010（平成22）年において、県内の貨物自動車から排出される二酸化炭素排出量は基準年から29.3%の削減

【内 訳】

- 目標達成計画等の対策・施策により二酸化炭素排出量を **676千t-CO₂削減**
- 貨物自動車の燃料使用量の削減対策により二酸化炭素排出量をさらに **184千t-CO₂削減**

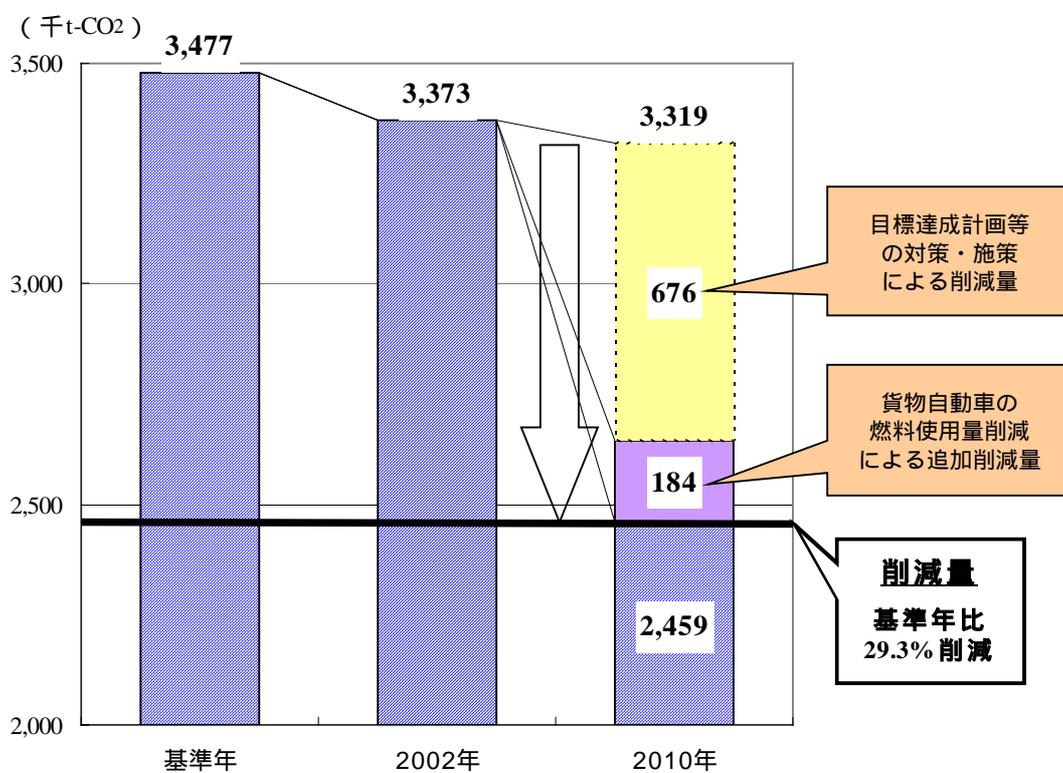


図4-4 運輸貨物における二酸化炭素排出量、削減量

【製造業の削減量】

2010（平成22）年において、県内の製造業から排出される二酸化炭素排出量は基準年から1.4%の増加

【内 訳】

- 目標達成計画等の対策・施策により二酸化炭素排出量を **1,495 千 t-CO₂削減**
- 化学工業、石油精製、鉄鋼業以外の製造業の対策により二酸化炭素排出量をさらに **583 千 t-CO₂削減**

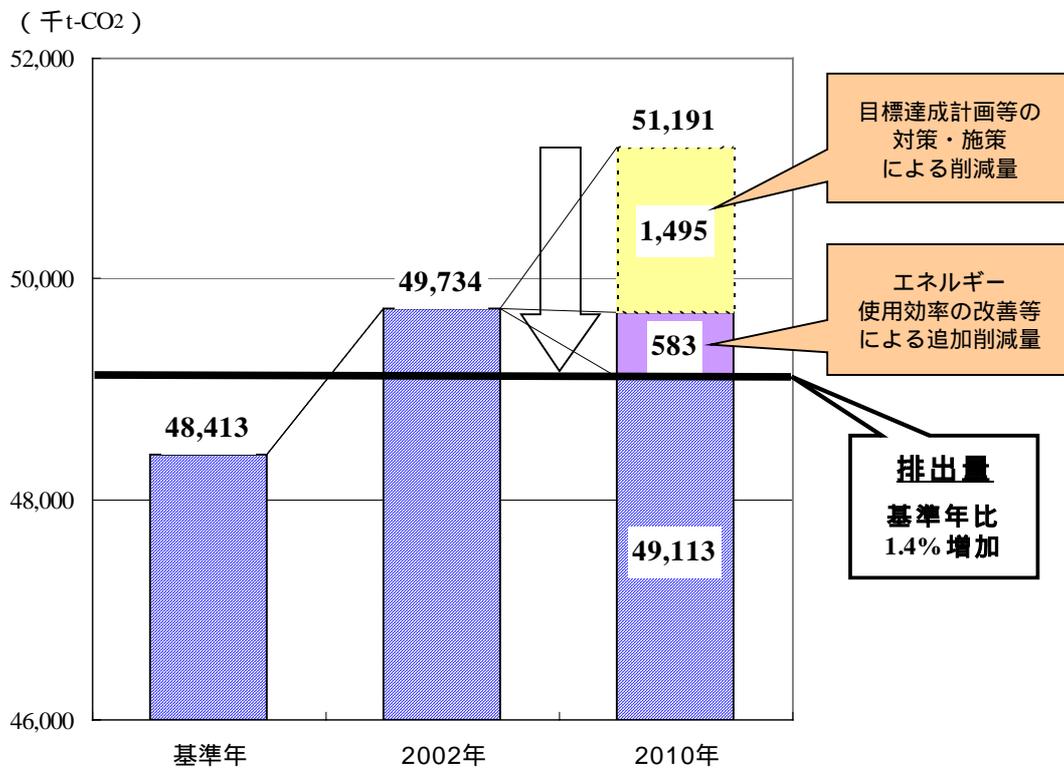


図 4 - 5 製造業における二酸化炭素排出量、削減量

2. 全体の二酸化炭素削減量の推計

1の主要な主体別の削減量にその他の主体を加えた二酸化炭素削減量は9,428千t-CO₂となり、これに新エネルギーの導入やバイオマスの利活用による削減量をあわせると、二酸化炭素の削減量は9,678千t-CO₂であり、削減後の排出量は71,953千t-CO₂と基準年比1.2%の増加と見込まれます。

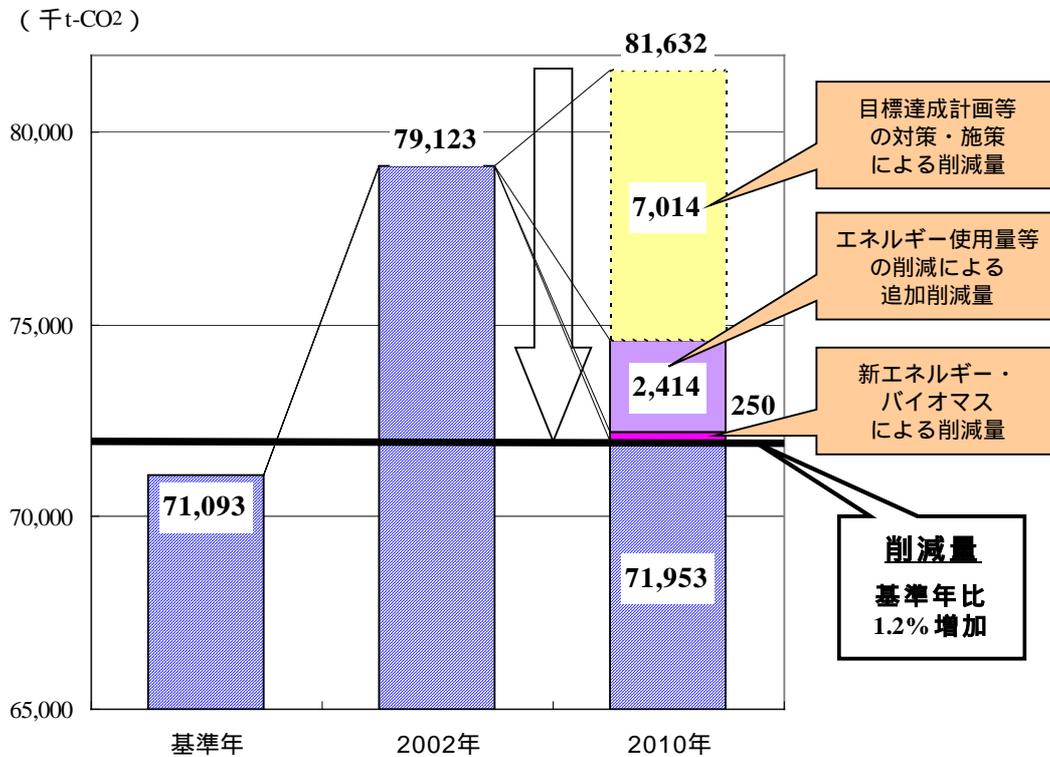


図4-6 全体の二酸化炭素排出量、削減量

注：目標達成計画等の対策・施策による削減量7,014千t-CO₂はp.35からp.38に記載した「家庭」「事務所等施設」「運輸貨物」及び「製造業」の削減量6,657千t-CO₂に、表4-2の建設業、鉄道、船舶、航空及び産業廃棄物の削減量358千t-CO₂を加えたもの。

表4-4 二酸化炭素削減量の内訳

二酸化炭素削減量の内訳	単位：千t-CO ₂
目標達成計画等の対策・施策	7,014
家庭	2,132
事務所等	2,354
運輸	676
製造業	1,495
その他	358
各主体別の削減目標	2,414
家庭	1,298
事務所等	348
運輸	184
製造業	583
新エネルギー導入、バイオマス利活用	250
合計	9,678

3 . 森林、都市緑化等による吸収量

本県では、平成 15 年 10 月に「森林吸収源対策推進プラン」を策定し、京都議定書において吸収源の算入対象として認められた育成林の健全な整備、保安林等の適切な管理・保全及び県産材利用拡大等の取組の推進を図ることとしています。同プランでは、2010 年における本県の森林の純吸収量を 54,532t-C (=200 千 t-CO₂) と見込んでいましたが、直近のデータを勘案して参入対象すべての森林において適正な管理が行われるという前提で再算定を行ったところ、図 4 - 8 に示すとおり、純吸収量として 89,288t-C (=327 千 t-CO₂) が見込まれ、この吸収量は基準年排出量の 0.44% に相当します²。

また、都市やその周辺の緑地は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも緑化の推進等が有効であるといわれています。これらをあわせて、本県における森林、緑化等による二酸化炭素の吸収量として、336 千 t-CO₂ 程度の確保を図ります。

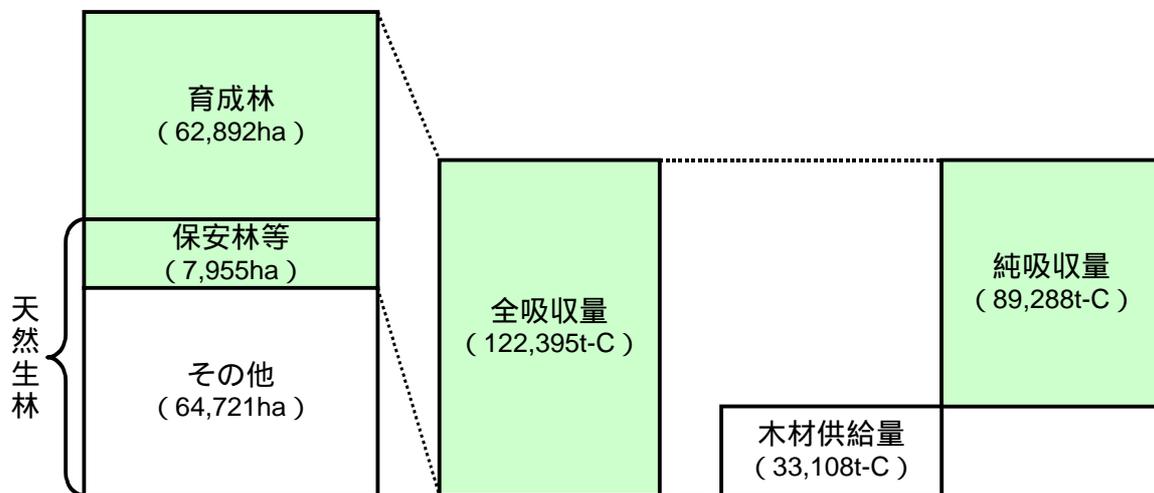


図 4 - 8 2010 年における森林吸収量の見通し

² 2000 (平成 12) 年の世界農林業センサスによると、本県の森林面積は 163 千 ha で県域の約 32% であることなどから森林吸収量は少なくなっている。

4. 温室効果ガス総排出量の削減量・吸収量の推計

目標達成計画及び本計画の削減目標に基づき対策・施策が確実に実施されることにより、前記2の二酸化炭素削減量を含む本県の温室効果ガス総排出量の削減量は10,183千t-CO₂であり、削減率は基準年比0.8%と見込まれます。また、森林吸収源対策等により336千t-CO₂(基準年排出量の0.5%相当)の吸収量が見込まれ、温室効果ガス削減量とあわせると10,519千t-CO₂となり、削減率は基準年比1.3%と見込まれます。

1 温室効果ガス総排出量削減量

【温室効果ガスの排出削減量】：10,183千t-CO₂ A

(内 訳)

二酸化炭素の排出削減量 9,678千t-CO₂

メタン、一酸化二窒素の排出削減量 103千t-CO₂

代替フロン等3ガスの排出削減量 401千t-CO₂

【基準年比の排出削減率】：0.8% a

2 森林等による吸収量

【二酸化炭素の吸収量】：336千t-CO₂ B

【基準年排出量に対する比率】：0.5%相当 b

3 削減量・吸収量の合計

【削減量 + 吸収量】：10,519千t-CO₂ A + B

【基準年比削減量 + 吸収量】：948千t-CO₂

【基準年比の削減率】：1.3% a + b

参考：2002年比の削減率 9.9%

注1：基準年は、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については1990(平成2)年、HFC、PFC及び六ふっ化硫黄については1995(平成7)年とする

注2：基準年における温室効果ガス総排出量は74,242千t-CO₂である

注3：2002年における温室効果ガス総排出量は基準年比で9.6%増加。2010年における温室効果ガス総排出量は2002年比9.9%減少の見込

温室効果ガス総排出量、削減量及び吸収量

(千t-CO₂)

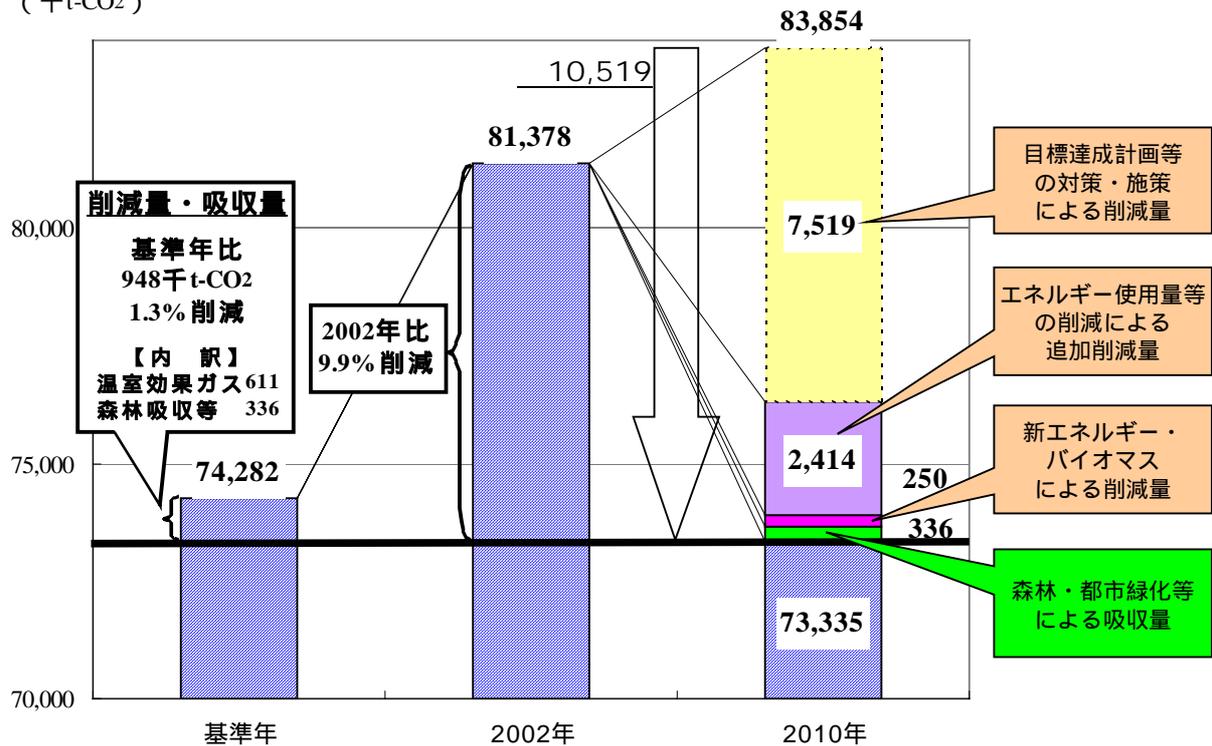


図 4 - 7 温室効果ガス総排出量、削減量及び吸収量

表 4 - 5 温室効果ガス削減量・吸収量の内訳

削減量・吸収量の内訳	単位：千t-CO ₂
二酸化炭素	9,678
目標達成計画等の対策・施策	7,014
各主体別の削減目標	2,414
新エネルギー導入、バイオマス利活用	250
二酸化炭素以外の温室効果ガス	504
目標達成計画によるメタン、一酸化二窒素	103
目標達成計画による代替フロン等3ガス	401
温室効果ガス排出削減量	10,183
森林吸収源、都市緑化等の吸収量	336
合計	10,519